

用語集

本事例集で紹介する事例において記載のある、主な用語の内容については、以下のとおり。

※本事例集の作成に当たって、事例提供いただいた地方公共団体からの情報に基づき、内閣府（防災担当）及び当該事例集の業務委託先にて確認できる範囲で記載。

分野	用語	内容
住 ま い の 再 建 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に係る住家の被害認定調査 ・ 罹災証明書 (災害対策基本法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法に基づき、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査（災害に係る住家の被害認定調査）し、当該災害による被害の程度を証明する書面（罹災証明書）を交付しなければならない。 ・ 被害程度の区分は、住家の損害割合に応じて、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）の6つに区分される。 ・ 罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている。 <p>【出典】内閣府防災／災害に係る住家の被害認定 https://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の供与 (災害救助法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法に基づき、応急仮設住宅は、原則として、住家が全壊（全焼）又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに対して供与される。 ・ 応急仮設住宅は、「建設型応急住宅（プレハブや木造等）」、「賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅）」、「その他適切な方法によるもの（トレーラーハウス等）」に分類される。 <p>【出典】内閣府防災／応急仮設住宅の供与 https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_c2.pdf</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の応急修理 (災害救助法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法に基づく住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊（半焼）若しくは準半壊の住家被害を受け、自ら修理する資力がない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、被災した住家の居室、台所、トイレ等日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理するもの。 <p>【出典】内閣府防災／住宅の応急修理 https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_c7.pdf</p>

分野	用語	内容
住まいの再建関係	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法) 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する制度。 支援金は、住宅の被害程度に応じて算出される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて算出される加算支援金の合計額が支給される。 <p>【出典】内閣府防災／被災者生活再建支援法 https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html</p>
相談支援関係	<ul style="list-style-type: none"> 地域支え合いセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への総合的な支援（個別訪問、見守り支援、各種支援制度の情報提供や地域のコミュニティづくり等）を行う拠点として設置されるもの（市町村等が委託し、社会福祉協議会により運営されることが多い。） 例えば、事例集で紹介をしている、倉敷市真備支え合いセンター（http://kurashikisyakyo.or.jp/mabisasaeai/）。
	<ul style="list-style-type: none"> 被災者見守り・相談支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する事業（実施主体は、都道府県・市町村等（委託可））。 <p>【出典】厚生労働省／令和4年度各部署の予算案の概要／社会・援護局（社会） p.11 https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/22syokanyosan/gaiyou.html</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 被災高齢者等把握事業 	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらぬ取組を一定期間、集中的に実施することを目的とした事業（実施主体は、都道府県・市町村等（委託可））。 例えば、令和2年7月豪雨時は、以下のとおり。 <p>【出典】厚生労働省／被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ／厚生労働省関係施策／p.7 被災高齢者等の把握事業 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00156.html</p>

分野	用語	内容
相談支援関係	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援総合交付金 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、住宅再建により災害公営住宅等への移転の進捗など、被災者を取り巻く環境の変化に対応し、それぞれの地域において、被災者支援のための事業を効果的に実施することを支援することにより、被災者の心身の健康の維持向上、生活の安定等に寄与することを目的とした交付金。 <p>【出典】復興庁／被災者支援／被災者支援総合交付金実施要項 https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/index.html</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 緊急雇用創出事業等 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に伴い、2011年度第3次補正予算において、「震災等緊急雇用対応事業」が創設された。 被災地での雇用の復興には、なお時間を要するとともに、依然として多くの被災者が避難する状況が続いているため、「震災等対応雇用支援事業」として、基金の積み増し・実施期間の延長を行い、被災された方々の一時的な雇用の場の確保や生活の安定を図った。（2016年度終了） <p>【出典】厚生労働省／緊急雇用創出事業等／震災等対応雇用支援事業概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/chiiki-koyou/chiiki-koyou3/index_00001.html</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業 (社会福祉法) 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法に基づき、この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業。 この法律に基づく各事業として、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業等がある。 これらの事業について、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須としている。 <p>【出典】厚生労働省／重層的支援体制整備事業について https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/</p>

分野	用語	内容
相談支援関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター (介護保険法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法に基づき、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関として市町村が設置しているもの。 <p>【出典】厚生労働省／地域包括ケアシステム／2. 地域包括支援センターについて https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者自立相談支援機関 (生活困窮者自立支援法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者自立支援制度については、生活困窮者自立支援法に基づき、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施するもの。 ・ このうち、自立相談支援事業については、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となり、生活困窮者が抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う事業であり、自立相談支援機関は、この事業を実施する中核的な機関としての役割を担っている。 <p>【出典】厚生労働省／生活困窮者自立支援制度／制度概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059382.html</p>

分野	用語	内容
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住民の助け合いだけでは対応できない規模の災害時に開設され、ボランティアの力を借りて被災者支援や復旧・復興に向けた地域支援を行うための組織（市町村が委託し、社会福祉協議会により設置・運営されることが多い。） ・ 「被災者中心」「地元主体」「協働」を三原則として運営され、専門 NPO 等の協力を得て、行政をはじめとした関係諸機関との連絡・調整、被災者からのニーズの把握とボランティアの活動のマッチング、資器材の調達、情報発信等、被災者支援活動に関わる多くの調整を行う。 <p>【出典】内閣府防災／「防災における行政の NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～」（平成 30 年 4 月・内閣府防災担当） p.17</p> <p>https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/pdf/h3004guidebook.pdf</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間支援組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に、「市民、NPO、企業、行政等の間にたつて様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO 等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織」と定義されており、中間支援組織自らが NPO 等である場合もある。 ・ 特に、災害の被災地では、被災者支援に関わる主体が多様化したことで、その活動の支援や組織間の調整を担う役割が重要である。 <p>【出典】内閣府防災／「防災における行政の NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～」（平成 30 年 4 月・内閣府防災担当） p.29</p> <p>https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/pdf/h3004guidebook.pdf</p>